

# いわで食の安全安心 ネットワーク

第 10 号  
平成 19 年 10 月発行



岩手食の安全・安心推進連絡会議

皆様の声をお寄せ下さい

【事務局】東北農政局岩手農政事務所 消費・安全部 消費生活課

〒020-0013 盛岡市愛宕町 13-33 TEL019-624-1125 FAX019-624-9170

今回のメニュー：食の安全を考える意見交換会開催、食の安全情報、りんごはなぜ赤い、食育フォーラム開催のおしらせ等

## 花巻で消費者団体と東北農政局長との意見交換会を開催



～食の安全や食料自給率、食育など意見を交わしました～

東北農政局は、「食」の安全と消費者の信頼の確保を図るため、安全性をはじめとした食品に関する正確な情報提供のため、9月11日に花巻市花城町の花巻市生涯学園都市会館（まなび学園）において、「消費者団体と東北農政局長との意見交換会」を開催しました。

当日は、花巻市、北上市の7消費者団体、山根東北農政局長、職員の27名が参加し、意見を交わしました。

消費者団体からは、「小規模農家の収入は厳しいと聞いているが」といった質問や「消費者は安全な食品を求める。経営安定を優先させ安全が二の次とならないようにしてほしい」「食品や医療品の表示は大切である。表示を大きくわかりやすいものとしてほしい」などの意見が出されました。

東北農政局は、これらの意見を今後の消費者行政に役立てて参ります。

## 食育・食事バランスガイド学習会 in 宮古市

岩手農政事務所は、沿岸地域で食育や食事バランスガイドを広めるため、8月30日、宮古市栄町のキャトル宮古で「食育・食事バランスガイド学習会」を開催しました。当日は、市内の消費者20名が参加しました。

参加した消費者からは、「5歳の孫にカロリーメイトを与えているが、どのようなものか」といった質問や「共稼ぎで食事の時間がないので、バランスをとるのは大変です。もっと身近な例を伝えてほしい」といった意見がありました。



～栄養バランスに優れた「日本型食生活」の大切さを学びました～

## 食の安全性を考える機会に

～いつも旬です！～

## 食の安全に関する意見交換会

岩手農政事務所は、定期的に食の安全に関する意見交換会を開いています。開催テーマは、遺伝子組み換え農作物、輸入食品の監視業務、農薬、食品表示、牛トレーサビリティ制度で下欄日程で開催しています。どなたでも無料で参加できます。皆様のご参加をお待ちしています。



## 遺伝子組み換え食品を考える意見交換会 in 一関市



～ アイ・ドームにて～

岩手農政事務所地域第三課は、9月13日、一関市アイ・ドームにおいて、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会から講師を招き、遺伝子組み換え農作物についての意見交換会を開催いたしました。

当日は、市内の生産者・消費者、食品事業者等27人が参加し、遺伝子組み換え食品の安全性などについて意見を交換しました。

参加者からは「店頭などで遺伝子組み換えを表示している食品を殆ど見たことがない」との疑問や「長期間食べることによる体への影響が心配、もっと情報提供をして欲しい」「遺伝子組

み換えは危険なものと考えていたが、品種改良技術の一つで、安全性が確保されている食品しか国内では流通していないとの話を聞いて少し安心をした」など意見が出されました。最後に講師は、「世界的に遺伝子組み換え作物の作付けが増大する中、その食品を利用するしないは個人の判断。今後とも大いに関心をもって色々と議論してほしい」と話を結ばれました。



## 農産物（農薬）を考える意見交換会 in 奥州市



～ 水沢公民館にて～

岩手農政事務所地域第一課は、岩手県病害虫防除所から講師を招き、9月21日、奥州市水沢区の水沢公民館で農薬をテーマに食の安全に関する意見交換会を開きました。

当日は、市内の消費者、生産者など18人が参加し、残留農薬や岩手県における農薬の適正使用の取り組みについて意見交換をしました。

参加者からは、「ポジティブリスト制度導入後に違反した事例はあるか」といった質問や「キッチンとした農薬の話聞いて、とても有意義だった」などの感想が出されました。

## 食品の表示を考える意見交換会 in 二戸市



～ 二戸合同庁舎にて～

岩手農政事務所地域第四課は、9月13日、二戸市の二戸合同庁舎で食品表示をテーマに食の安全・安心に関する意見交換会を開きました。

当日は、市内の消費者、消費者団体、生産者、産直関係者など16人が参加し、食品の表示について意見を交わしました。

参加者からは、お米の精米表示や検査・未検査米の表示、遺伝子組み換え食品の表示等についての質問やアレルギー食品の表示をしっかりとって欲しいなど要望が出されました。



### 【今年度の意見交換会・学習会】

- ・ 遺伝子組み換え農作物  
一関市（9/13） 今年度は終了しましたが、来年度、二戸市で開催予定です。
- ・ 輸入食品の監視業務  
奥州市水沢区（11/29） 厚生労働省仙台検疫所（仙台）から講師が来ます。
- ・ 農薬  
盛岡市（5/24）、一関市（8/3）、奥州市（9/21）、二戸市（平成20年1月頃）
- ・ 食品表示  
洋野町（5/16）、二戸市（9/13）、花巻市大迫町（10/16）、一関市（12月頃）、宮古市（12月頃）
- ・ 牛トレーサビリティ  
奥州市（6/28）、花巻市（11月頃）、一関市（11月頃）、二戸市（11月頃）、岩泉町（11/22）

### 【お問い合わせ先】

東北農政局岩手農政事務所  
消費・安全部 消費生活課  
TEL：019-624-1125(代表)  
(内線310、311)  
担当：長井、朝日田まで



# 食の安全情報最前線

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。（発表日）  
農林水産省<http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>

## 鳥インフル、ガード万全

ポルトガルからの家きん肉等の輸入一時停止措置（9月28日）



カナダで高病原性鳥インフルエンザ（H7N3亜型）の発生がありました。農林水産省は、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、カナダの家きん、家きん肉等の輸入を一時停止し、カナダ政府へ発生原因など詳細な情報提供を求めています。なお、財務省の貿易統計では、カナダからの家きん、家きん肉等輸入は、2006年で鶏初生ひな60,738羽、家きん肉等170トン、加工卵等2,525トンの実績があります。

## 鳥インフル、ミネソタも清浄

米国（ミネソタ州）からの家きん肉等の輸入一時停止措置の解除（9月14日）

農林水産省は、米国家畜衛生当局からの情報で、同州内における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日付けで同州に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を解除しました。米国ミネソタ州で同病の発生があったのは、今年5月で同月10日以降、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、同州からの家きん、家きん肉等の輸入を一時停止していました。



## あなたのコマは、回っていますか

「食事バランスガイド実践週間」実施結果（9月12日）

農林水産省は、6月の「食育月間」の一環として、6月16日（土）～22日（金）の1週間に「食事バランスガイド実践週間」を実施しました。1週間のうち、任意の3日間（休日1日、平日2日）の食事内容を調査票に記録し、提出するもので、一般の方、農林水産省職員合わせて9,049名（男性7,898名、女性1,151名）の有効回答をいただきました。実践結果からは、1日にごはん（お米）を食べる回数が多い人や、欠食がない人の方が、バランスがとれた食事をしていたことなどがわかりました。

## 迅速な対応、情報提供を図ります

牛ミンチ事案に係る牛挽肉等の追跡調査及び今後の対応（9月7日）

農林水産省は、牛ミンチ事案についてミートホープ社の商品の追跡調査等を行いました。調査の結果、牛挽肉417トンが約1万トンの商品として販売され、大半がコロツケであったこと。製造、販売、流通にかかわった業者は約300であったこと。



JAS法上の品質表示義務対象である一般消費者向け商品の表示責任者は19業者であり、このうち7業者の商品の表示に「豚肉」が欠落していたことが確認されました。これらの商品は、回収・廃棄等の措置が講じられており、市場には流通していません。

今後の対応は、食品の業者間取引をJAS法の品質表示義務対象にすることについて「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」で議論中で10月末に取りまとめます。また、消費者皆様への迅速な情報提供体制の構築と製造業者等によるJAS法上の疑義案件に関する農林水産省等JAS法担当部局への報告の徹底。更に製造業者等からの疑義案件に関する情報は、農林水産省ホームページに掲載し、迅速な情報提供を図ります。



## 食品の期限表示、周知徹底

食品の期限表示の周知徹底及び消費者等への情報提供等（8月23日）

農林水産省は、菓子会社において、賞味期限改ざんが行われるなどの事案が起きたことを踏まえ、再発防止と食品表示に対する消費者の信頼確保を図るため、関係団体に対し指導文書を発出しました。引き続き、食品の品質保持に関する情報を把握する立場で、当該製品に責任を負う食品製造事業者等が科学的かつ、合理的根拠をもって適切に設定するよう指導します。

## 消費者相談コーナー



相談内容は、農林水産省ホームページでご覧いただけます。

消費者相談 <http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyajqa.htm>

質問

りんごはなぜ赤（あか）いのか。（小学生から）



回答

野菜（やさい）や果物（くだもの）は、それぞれ遺伝子（いでんし）で決められた、色素（しきそ）を持っていますが、りんごは、幼果（ようか）のときは、葉緑素（ようりょくそ）によって通常（つうじょう）は緑色をしています。果実（かじつ）が成熟（せいじゅく）するにつれて、葉緑素は分解消失（ぶんかいしょうじつ）して、赤系（あかけい）のものはアントシアン色素が出て赤色が沈殿（ちんでん）しますが、品種（ひんしゅ）によって葉緑素の分解速度（ぶんかいそくど）が異（こと）なったり、分解しにくいものもあり、成熟しても緑黄色（りょくおうしょく）か黄色のものもあります。（平成13年6月に回答）

## お知らせ

「食育」活動表彰事例を募集中！

【これらのお問い合わせ先】

東北農政局岩手農政事務所消費・安全部 消費生活課

TEL：019-624-1125(代表)(内線311~313)

東北農政局は、「食育」活動に対する取組をより広めるため、東北各地域の特性を活かした特色ある「食育」活動を行っている団体・個人を対象に、活動事例の募集と優良な実践事例を表彰します。募集〆切は平成19年11月30日（金）です。募集要項、応募用紙は東北農政局ホームページでもご覧いただけます。



[http://www.tohoku.maff.go.jp/syouan/2\\_syokuiku/5\\_hyosyo/bosyu\\_anna.html](http://www.tohoku.maff.go.jp/syouan/2_syokuiku/5_hyosyo/bosyu_anna.html)



「牛トレーサビリティ制度学習会」岩泉町で開催！

岩手農政事務所は、11月22日（木）岩泉町乙茂の「道の駅いわいずみ」で「牛トレーサビリティ制度学習会」を開きます。生産履歴を明確にした牛肉を食卓にお届けします。同制度を知っている方も、知らない方も、お気軽に日本短角牛の里へお集まりください。なお、参加は無料ですが、事前のお申し込みが必要です。詳しくは、当事務所消費・安全部消費生活課までお問い合わせください。



「食育フォーラム（仮称）」平成20年1月に盛岡市で開催！

岩手農政事務所は、平成20年1月24日（木）いわて県民情報交流センター（アイーナ）で「食育フォーラム（仮称）」を開催します。テーマは、広げよう子供たちの農林水産体験学習です。参加は、どなたでもご参加できますが、事前のお申し込みが必要です。詳しくは、当事務所消費・安全部消費生活課までお問い合わせください。なお、当日の開催時間は13時～15時30分、会場はアイーナ7階アイーナホール、参加定員は250名、参加費は無料です。